

平成 29 年 9 月 5 日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第 19 回口頭弁論が行われました —地震や火山事象に対する安全性等の主張を行いました—

本日 15 時から、鹿児島地方裁判所において、川内原子力発電所操業差止訴訟の第 19 回口頭弁論が行われました。

本件は、川内原子力発電所 1・2 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次（平成 24 年 5 月 30 日）から第 10 次（平成 29 年 7 月 19 日）にわたり、提訴されたものであり、当社は原告の請求の棄却を求めております。

今回、当社は、第 10 次提訴に対する答弁書並びにその他書面を提出しました。

答弁書では、第 1～第 9 次分の答弁書同様、請求の棄却を求めるとともに、同発電所の安全性を確認している旨の主張を行いました。

その他書面では、地震や火山事象に対して十分な評価を行い、安全性が確保できるよう対策を講じていること、事故防止や仮に発生した場合における安全確保対策を適切に講じていること、また、川内地域の避難計画を含む緊急時対応が具体的かつ合理的な内容となっていること等を主張しました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、川内原子力発電所の安全性についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九州電力の思いです。